

事 務 連 絡  
令 和 5 年 3 月 1 4 日

各地域型保育事業所 設置者様  
各地域型保育事業移行予定施設 設置者様

川崎市 こども未来局  
保育事業部 保育第2課長

## 令和5年度地域型保育事業子どものための教育・保育給付費等の暫定的取扱い について（通知）

日頃から、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。  
令和5年度の各種加算については、正式な加算認定がされるまでの間、給付費等の支払  
いについて、次のとおり暫定的取扱いを行うこととしますので、通知いたします。

### 1 公定価格及び市加算額中の各種加算等の暫定的取扱いについて

各種加算等の取り扱いについては、別紙の通りといたします。

### 2 令和5年度の追加請求について

令和5年度の追加請求については、令和5年度の処遇改善等加算率等が認定される予  
定の7月から請求を行えるものとします。

### 3 令和5年度の給付費等の請求方法について

令和5年度の給付費等の請求についても、請求ソフトを用い、電子申請システムを通  
じて請求を行うことを基本とします。

その際、お送りいただくファイルとしては、①請求データのZIPファイル、②在籍  
児童名簿のCSVファイル、③職員名簿（雇用状況報告書）のExcelファイルの3  
つ（いずれも請求ソフトから出力）となります。

その後、市の審査が完了し、審査結果のお知らせを電子申請システムで確認でき次第、  
速やかに別添の「子どものための教育・保育給付費等請求書」に代表者印を押印の上、  
御郵送いただきますようお願いいたします。なお、給付費は、請求書に基づき支払いを  
行っておりますので、事務の遅延がないようにお願いします。

### 4 令和5年4月請求からの請求ソフトの入力方法について

令和5年4月からの給付費等の請求に向け、令和5年3月中旬に請求ソフトの自動ア  
ップデートが行われる予定です。

これにより、公定価格の単価改定に向けた対応等が行われます。

これらの対応に伴い修正が必要な機能については、別途配布する「令和5年度に向け  
た請求ソフトの各種情報の更新等について」を御活用ください。

### 5 令和5年度の給付費等の請求・支払スケジュールについて

令和5年度の給付費等の請求・支払スケジュールの詳細は、別添「令和5年度民間保  
育所子どものための教育・保育給付費等について（給付費請求スケジュール）」のとお  
りとなりますので、提出期限は厳守をお願いいたします。

### 6 その他給付費等の算定にあたって留意すべき職員の特例的な配置の取扱いについて

保育士の特例的な配置の取扱いについて本市では、引き続き、保育士の確保が非常に厳しい状況となっていることから、平成28年6月に改正した川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例と川崎市家庭的保育事業等の認可・運営基準に関する取扱要綱により、小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭や市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者の活用を図れるようにするとともに、別途お示ししている平成28年8月3日付け28川こ保第621号「小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業における保育士配置に係る特例について」においても、その取扱いについてまとめてありますので、給付費等の算定にあたっては御留意ください。

## 7 市加算運営費における休憩休息保育士等の取扱いについて

市加算運営費については、入所児童の処遇向上、施設職員の加配、処遇改善等の安定的な施設運営のために必要な経費を公定価格に上乘せして加算するという趣旨であることから、市加算の年休代替保育士雇用費、産休等代替臨時職員雇用費については、公定価格の保育士比率向上加算（小規模保育事業B型及び事業所内保育事業B型）が給付された上で、加えて配置する保育士等に対して支払うものとします。

（保育第2課 担当）

電話 044-200-3128

E-mail [45hoiku2@city.kawasaki.jp](mailto:45hoiku2@city.kawasaki.jp)